

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府  
-----

ベトナム社会主義協和国  
独立 - 自由 - 幸福  
  
-----

第 191/2013/ND-CP 号

ハノイ, 2013 年 11 月 21 日

## 政令

### 労働組合の財務に関する細則

2001 年 12 月 25 日に公布された政府組織法に基づき、  
2002 年 12 月 16 日に公布された国家予算法に基づき、  
2012 年 6 月 20 日に公布された労働組合法に基づき、  
財務省大臣の提案を検討し、

政府は、ベトナム労働総同盟と協議した上で、労働組合の財務に関する細則政令を  
公布する。

## 第1章 総則

### 第 1 条 適用範囲

1. 本政令は、労働組合負担金（雇用主から社会保険に納付される賃金基本額の  
2%）および国家予算からの拠出金、補助金などの歳入を含む労働組合の財源に関し  
て具体的に定める。
2. 組合員から徴収する組合費については、ベトナム労働組合の定款に準拠する。
3. 労働組合の文化、スポーツ、経済等の活動及び国家主導で行われる案件により生  
じる費用、また、国内若しくは外国の組織、個人からの支援金、補助金などの歳入  
に関しては、収入科目別の管理および運用に関連する法律に準拠する。

### 第 2 条 適用対象

1. この政令第 4 条に定める機関、組織、企業。
2. 労働組合法に基づいた労働組合の財務管理および運用に関連する機関、組織、各  
級の労働組合、個人。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

### 第3条 労働組合の財務管理および運用の原則

1. 労働組合は、法令、およびベトナム労働総同盟の規定に従って、労働組合の財務管理、運用を行う。
2. 労働組合の財務管理および運用は、集約、民主、公開、透明、かつ各級労働組合の権限および義務の範囲における管轄分担の原則の下で行われるものとする。
3. 各級の労働組合は、会計および統計に関する法令に従って、労働組合の財務の会計、統計、報告、決算を行う。
4. 財務の管理および運用の義務を負う労働組合は、国家予算からの拠出金または補助金を管理するために、国庫に口座を開設することができる。また、労働組合法に基づいて労働組合の経費の収支を管理するために、銀行に口座を開設することができる。
5. 予算年度が終了時の労働組合負担金の残額は、法令に従って翌年度へ繰り越され、運用の継続が可能である。かつ、国家予算からの拠出金または補助金が含まれる歳入の残額の運用は、国家予算法および年末予算管理法の施行ガイドラインに準拠するものとする。

## 第2章 労働組合負担金に関する規定

### 第4条 労働組合負担金の納付対象

労働組合法第26条第2項に定めた労働組合負担金の納付対象は、企業内労働組合の結成、非結成を問わず次に掲げる全ての機関、組織、企業である。

1. 国家機関（村、町の人民委員会を含む）、国家安全に関わる部署。
2. 政治組織、政治・社会組織、政治・社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織。
3. 公共事業および公共事業外の部署。
4. 各経済セクターに属し、企業法、投資法に従って設立、活動する企業。
5. 協同組合法に従って設立、活動する協同組合、相互扶助団体。
6. ベトナム国内事業を営み、かつ労働組合の組織および活動に関連する外国機関、外国組織、国際組織。ベトナムにおいて事業協力契約を締結し、ベトナム人労働者を雇用している外国側の管理事務所。
7. 労働法に従って労働者を雇用しているその他の組織。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

## 第5条 労働組合負担金の納付額および納付根拠

労働組合負担金の納付額は、労働者が社会保険へ納付する賃金基本額の2%となる。この賃金基本額とは、社会保険に関する法令の下で、社会保険に強制加入している労働者に支払われる賃金総額をいう。

この政令第4条第1項に定める国防関係機関の賃金基本額は、国家防衛に従事する幹部・公務員・職員、人民軍の工場・企業・部署の賃金労働者、国家科学技術機関の幹部・職員・公務員・賃金労働者および人民公安部隊の構成員に支払われる賃金総額である。

## 第6条 労働組合費の納付期間

1. 日頃活動を行うための経費の全てあるいは一部が国家予算により確保される機関、部署は、労働者の強制加入社会保険料を納付すると同時に、月ごとに労働組合負担金を納付しなければならない。

国庫は銀行に開設された口座における機関、部署の労働組合負担金の出納記録に基づき出納を管理する。

2. 組織、企業は、労働者の強制加入社会保険料の納付とともに、労働組合負担金を毎月納付しなければならない。

3. 生産や経営のサイクルに基づいて給与を支払う農業、林業、漁業、塩業の事業を営む組織、企業は、労働組合への申請により、労働者の強制加入社会保険料を納付する期間を月ごと、あるいは四半期ごとで労働組合負担金を納付することが出来る。

## 第7条 労働組合負担金の財源

1. 日常活動を行うための経費の全てが国家予算で賄われている機関、部署は、全ての労働組合負担金も国家予算から支出されるものとする。その労働組合負担金は、予算管轄分担（分権）に関する法令に従って機関、部署の年次支出計画に入れられなければならない。

2. 日常活動を行うための経費の一部が国家予算で賄われている機関、部署の労働組合負担金は、国の予算から支払われる公務員の強制加入社会保険料納付の基準となる賃金に基づき算出されるものとする。その労働組合負担金は、予算管轄に関する法令に従って機関、部署の年次支出計画に入れられなければならない。納付しなければならない労働組合負担金の残金は、機関、部署が本条第3項、4項に従い確保されなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 生産、経営、サービス提供などの事業を営む企業、部署の労働組合負担金は、生産、経営、サービス提供のコストに算入されるものとする。
4. その他の機関、組織、部署の労働組合負担金は、法律に従って機関、組織、部署の活動を行うための金額から差し引かれるものとする。

### 第3章 国家予算からの拠出金または補助金に関する規定

#### 第8条 国家予算からの拠出金

国家予算からの拠出金は以下のとおり。

1. 国際組織への納付金
2. 労働組合財源の予算は、労働組合の日常活動の維持および労働組合の権利・責任を遂行するための資金が保障されない場合、ベトナム労働総同盟が労働組合法第26条第1項、第2項、第4項に定めた収入源の徴収金額を予測して国家予算法に準じる年次予算計画を作成すると共に、行政・事業機関の予算に関する政府の規定に従って労働組合法第27条第2項に定めた労働組合の権利・責任を遂行するための金額を予測するものとする。さらに、収支が釣り合っていなかった場合、財務省の不足分に対する審査を受け、政府、国会へ報告し、補助金を受けるものとする。
3. ベトナム労働総同盟に属する公立事業体の日常活動を維持するための金額は、公立事業の義務・構成および財源に対する自主権、自己の責任に関する法令に従って拠出されるものとする。
4. ベトナム労働総同盟が科学技術に係る義務を遂行するための資金。
5. ベトナム労働総同盟に属する機関、部署の幹部、公務員、職員の育成を実施するための資金。
6. 国家目標計画を実施するための資金（ある場合）。
7. ベトナム労働総同盟が管轄機関に要求された業務を遂行するための資金。
8. 管轄機関に計画外で指示された業務を実施するための資金。
9. ベトナム労働総同盟は管轄機関により認められた外資系の案件を実施するため相反的な金。
10. ベトナム労働総同盟が管轄機関により認められた案件へ投資・開発するための資金。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

## 第9条 地方政府の予算からの補助金

1. 地域労働同盟に属する公立事業の日常活動を維持するための資金拠出は、公共事業の義務・構成および財源に対する自主権、自己の責任に関する法令に準拠する。
2. 地域労働同盟が科学技術に係る義務を遂行するための補助金。
3. 地域労働同盟および企業内労働組合の上級労働組合の幹部、公務員、職員の育成を実施するための補助金。
4. 管轄機関により指示された 国家目標計画を実施するための補助金（ある場合）。
5. 地域労働同盟が管轄機関に要求された業務を遂行するための補助金。
6. 管轄機関に計画外で指示された業務を実施するための補助金。
7. 地域労働同盟が管轄機関により認められた案件へ投資・開発するための補助金。

## 第10条 国家予算からの拠出金、補助金の管理および運用

1. 国家または地方政府のいずれかの予算からの拠出金は、予算と同級の労働組合所属機関、部署に割り当てられるものとする。下級労働組合所属機関、部署に対して国家予算から拠出してはならない（本政令第8条第2項に定める場合を除く）。
2. 国家予算から補助される機関、部署は、管轄機関により定められた制度、基準に則って補助金を運用しなければならない。なお、目的に従って節約かつ効率的に運用し、証憑類あるいはインボイスを完全に揃えなければならない。さらに、財務当局および国庫の調査、監視を受けるものとする。
3. 国家予算から拠出金の予測、運用、会計および決算は、国家予算および会計、統計に関する法令に準じる。

## 第4章 施行規則

### 第11条 施行効力

1. 本政令は、2014年1月10日に発効する。しかし、労働組合負担金の納付額に関する当政令第5条に定める内容は、労働組合法の発効日から発効する。
2. 次に掲げる規定は廃止される。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 外資系企業および営業協力契約を締結した外国側管理事務所の労働組合負担金の納付に関する 2008 年 10 月 1 日付政府決定第 133/2008/QD-TTg 号。
- b) 労働組合負担金の納付の案内に関する 2004 年 12 月 8 日付財務省およびベトナム労働総同盟の連携通達第 119/2004/TTLT-BTC-TLDDVN 号。外資系企業および営業協力契約を締結した外国側管理事務所の労働組合負担金の納付および運用に関する 2009 年 1 月 22 日付財務省の通達第 17/2009/TT-BTC 号。

## 第 12 条 執行組織の責任

- 1. 機関、組織、企業は次に掲げる責任を負う。
  - a) 労働組合負担金の徴収および分配権に関するベトナム労働総同盟の規定と本政令に従って、労働組合負担金を納付期日までに完納しなければならない。
  - b) 労働組合、管轄機関から要求された場合、労働組合負担金の納付に係る正確な情報、資料を全て提供しなければならない。
- 2. ベトナム労働総同盟は次に掲げる責任を負う。
  - a) 労働組合組織体系の管理基準を満たすために、政府が定めた制度、基準に則って、労働組合財源の運用制度、基準を制定すること。組合員からの組合費と労働組合負担金を含む労働組合財源金額の徴収、割り当ておよび管理・運用に関する規定を制定すること。
  - b) 労働組合財源の充当、管理、運用の公開性、透明性を保つために、政府首相の規定に従って各省庁、省に相当する機関、政府に属する機関、その他の中央機関の行政管理の予算に係る基準に則って、ベトナム労働総同盟に属する部署および各級の労働組合の活動を維持するための予算の予測、割り当てに関する基準を制定すること。
  - c) 各級の労働組合に対し、労働組合負担金の管理、運用に関する規定の施行を指導すること。同級の財務機関、税務機関、労働監督当局と協力し、各機関、組織、企業の労働組合負担金の納付状況の調査、監督を行うこと。管轄当局へ労働組合負担金の納付に関する法令の違反行為に対する罰則を具申すること。
- 3. 財務省は、本政令第 8 条に定める国家予算から拠出金を割り当てる責任を負う。
- 4. 各省、中央直轄都市の人民委員会の委員長は、国家予算管轄分担に関する法令および本政令第 9 条に従って、労働組合の財源を補助するための地方予算を立てる責任を負う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

### 第13条 執行責任

各省大臣、省に相当する機関の長、政府に属する機関の長、各省、中央直轄市の人民委員会の委員長は、本政令を施行する責任を負う。

政府代表  
首相

グエン タン ズン